

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

## 次期薬価制度改革等に関する意見

平成19年12月5日

(社) 日本医薬品卸業連合会

会長 松谷高顕

## 1 基本的考え方

我が国の国民皆保険制度は世界に誇る制度であり、その維持・充実に最大限の努力を払うべきであると考えている。

薬価基準制度は、公的医療保険制度と市場経済をつなぐ役割を担い、国民皆保険制度の運営に重要な機能を果たしている。したがって、その運用に当たっては、公的医療保険制度と市場経済の調和を図るため、安定・公正のための規制と、自由・効率の尊重という、時に矛盾する理念の実現が要求されており、医療用医薬品流通は、市場経済の中にあって、これらの理念に照らして改善しなければならない種々の問題を抱えている。

今回、流通改善懇談会は長年にわたる流通問題の解決のための緊急提言を公表した。医療用医薬品流通の中核を担う卸業界としては、これを真摯に受け止め、メーカー及び医療機関・薬局との誠実な価格交渉等を通じ、流通改善懇談会の緊急提言を実現するために努力したいと考える。

中央社会保険医療協議会を始め行政、医療関係者、医薬品産業関係者の理解と指導をお願いしたい。

## 2 薬価基準制度のあり方について

薬価基準制度のあり方については、薬価の合理的設定、有用な医薬品の安定的な供給、新薬開発の促進等を主眼にして国民医療の確保・向上を促進するように設計されることが必要であると考え

どのような薬価基準制度を採用するにしても、薬剤の償還価格基準としての機能を果たす限りにおいて、市場実勢価格主義の原則を堅持することが重要であると考える。しかし、新薬開発のインセンティブが強く求められていること、診療報酬支払の包括化、DPCの普及などにより出来高払い制度の縮小が進行し、薬剤の償還価格基準としての意義が後退していることなどに伴い、薬価基準制度の設計・運用は新しい視点で検討される必要性が高まっていると考える。

薬価基準制度の見直しに当たっては、現行制度の問題点を検証した上で関係者の意見を十分に踏まえ、透明性のある議論が確保されることを強く要望する。

## 3 市場実勢価格主義の尊重

薬価基準制度の大きな原則は、市場実勢価格主義である。その原則を堅持するためには、市場を通じた取引により形成される価格が

その医薬品の価値を反映した価格であることが肝要であり、取引当事者には、市場実勢価の的確かつ公正な形成のための努力が求められているものと考える。

したがって、専ら財政的な見地に立って、薬価調査で得られた市場実勢価によらない長期収載医薬品の特例引き下げや不合理な市場拡大再算定による引き下げを行うことは、薬価基準制度に対する関係者の信頼を著しく裏切るものである。また、本来、特例措置として行われたものであるにも拘らず、特例引き下げがあたかもルール化されているような扱いになつてること

に大きな疑問を感じている。

次回の薬価改定ではこのようなことがないように強く要望する。

#### 4 調整幅について

薬価基準制度の安定的運営の見地から、現行の流通安定のための調整幅2%を維持すべきである

と考える。

調整幅の趣旨は、銘柄内の包装間格差等による合理的な流通コストの差異をカバーすることにより逆ザヤの発生を防ぐことにあり、医療機関・薬局の経営原資となつていた過大な薬価差益の段階的解消を図るために設けられたR幅とはその性格を異にするものである。

この点についての関係者の理解が不十分であり、今後、調整幅の在

り方やその水準について、議論を深める必要があると考える。

なお、調整幅には医療機関等の薬剤管理コストは含まれていないが、薬剤管理コストは診療報酬・調剤報酬の内容として検討すべきものであると考える。

## 5 総価取引の是正

「競合品のない新薬であっても現行薬価制度のもとでは、総価取引の影響などで薬価が循環的に下がっていくことをどのように考えるか」ということが「次期薬価制度改革主要検討事項」の一つとされた。指摘のとおり、医薬品の価格を取引の対象となる他の医薬品とまとめて決める総価取引は、個別の医薬品の価値に見合った市場価格が形成されず、競合品のない新薬であっても価格が際限なく低下する可能性を生む。

これは、流通改善懇談会の緊急提言にあるように、価値と価格が反映された取引によって新薬開発の原資となる資金が回収されるという循環的サイクルの成立を阻害することになる。特に、競合品のない新薬などは単品単価取引を原則とし、総価取引が行われる場合でもその対象から除外する措置を講じる必要がある。総価取引の是正は、市場実勢価格主義を尊重する観点から極めて重要であると認

識している。

したがって、流通改善懇談会の緊急提言に即し、総価取引の是正を図る必要がある。ついては、卸を始めとする流通当事者の努力は当然として、公的医療保険制度の適正な運営の観点から、行政の適切な関与・指導と中医協の理解と支援を求める次第である。

## 6 採算性の乏しい医薬品

採算性の乏しい薬価となった局方品や補液などのエッセンシャルドラッグ、漢方薬などは、医療上不可欠あるいは有用であるにもかかわらず生産が中止になり、卸による供給が困難になる恐れが生じている。

未だ最低薬価が設定されていない製品の最低薬価の設定や、最低薬価が設定されていてもその水準では採算性の乏しい製品の最低薬価の引き上げ等、最低薬価制度の適正な運用を図り、国民医療に必要な医薬品の確保に支障のないようご配慮をお願いしたい。

なお、流通改善懇談会の緊急提言にあるように、採算性の乏しい医薬品についても、競合品のない新薬と同様に、総価取引の影響により市場実勢価がその本来の価値に反して低下することを防ぐため、総価取引の対象から除外する必要があると考える。

## 7 後発品の使用促進

後発品の使用促進は、重要な行政課題であり、卸としても可能な限り協力してまいりたい。については、後発品の使用促進を図るための行政施策の充実を希望する次第である。

卸が後発品の普及に取り組む上で、同一成分の後発品の品目数が多いため、すべての製品を品揃えすることは困難である。同一成分の後発品の品目数の上限設定など適切な措置を講じて頂きたいと考  
える。

## 8 頻回改定

薬価改定は、診療報酬改定と同時に行うことが適当であるという議論もあり、薬価の頻回改定については、少なくとも、未妥結仮納入問題等が改善し、薬価調査の信頼性が確保されることを前提に検討されるべきものであると考える。

すなわち、中医協の要請に基づき流通改善懇談会が取りまとめた緊急提言に従い、メーカー、卸及び医療機関・薬局の流通当事者が共通の認識に立ち、指摘された問題点を改善することが重要であり、薬価の頻回改定は、このような未妥結仮納入や総価取引の改善・是正の取組みの成果等を確認した後に議論することが適当である。ま

た、薬価改定は多大な社会的コストを要するので、相応の財政的措置を講じていただければ、これまで以上の頻度で改定を行うことについては、卸として反対である。

したがって、当面は流通当事者の真摯な努力を注視していただきたい。併せて、行政当局の適切な関与・指導を望みたい。